振り仮名の届出について

はじめに

届出人について

氏(うじ)の振り仮名については、原則として筆頭者の方が届出人となります。

なお、筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者及びその配偶者も除籍されている場合は子が届出人となります。

名の振り仮名については、戸籍に記載されている方それぞれが届出人となります。

なお、未成年者の場合は、親権者が届出人となります（親権者が複数いる場合は、どちらかの親権者が単独で届出することも可能）が、15歳に達した子については、子自身が届出をすることもできます。

親権者が父母の場合……………父母（父又は母単独でも可）

親権者が父又は母の場合………父又は母

親権者が養父母の場合…………養父母（養父又は養母単独でも可）

親権者が養父又は養母の場合…養父又は養母

**届出には「届出人の署名」が必須**となりますので、御了承ください。

身体的な理由等で自著不能の場合のみ代書が認められています。

戸籍謄（抄）本及び住民票の発行について

振り仮名を正確に記載するため、戸籍謄（抄）本及び住民票への振り仮名の反映にはお時間をいただいております。

**届出日に振り仮名が記載された戸籍謄（抄）本及び住民票は御請求いただけません。**

**(届出日から振り仮名が反映されるまでの期間は、振り仮名の載っていない戸籍及び戸籍の附票も発行不可となります。振り仮名の載っていない住民票は発行可能です。)**

1. 厚木市に届出をしてから振り仮名が記載されるまでにかかる日数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 本籍地が厚木市の場合 | 本籍地が厚木市以外の場合 |
| 住民票 | ７日 | 10日～ |
| 戸籍謄（抄）本 | 10日 | ２１日～ |

※あくまで反映までの目安の期間となります。　　　　　　　　　　　　　　　　　裏に続く→

お電話による戸籍の出来上がり日の確認については、届書に記載された電話番号への折り返し連絡が基本となりますので、届書に電話番号を必ず記入してください。

他市に住所や本籍がある場合、厚木市では戸籍や住民票への振り仮名の反映状況はわかりかねますので、届出から10日程度の期間経過後に住所地又は本籍地の担当課へお問合せください。

1. 届出をしなかった場合の振り仮名について

改正法の施行日から１年後の令和８年５月２６日以降に、通知したとおりの氏名の振り仮名が戸籍

に記載されます。

令和８年５月２６日以降に振り仮名の変更を希望する場合

A．令和８年５月２５日までに振り仮名の届出をされた方

→　家庭裁判所の許可を得て、振り仮名の変更届を行う必要があります。

B．令和８年５月２５日までに届出をせず、通知どおりの仮の振り仮名が戸籍に記載された方

→　１度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに振り仮名の変更届を行うことができます。

1. その他

（１） 仮の振り仮名の通知は、本籍地の自治体から送付されます。

　（２） 個人情報保護のため、お電話での仮の振り仮名の確認や、修正依頼には対応しかねます。厚木市役所に御来庁いただき、本人確認ができれば確認が可能です。（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証等をお持ちください）

御不明な点がありましたら、担当まで御連絡ください。

担当　厚木市役所　市民課戸籍係 電話　046-225-2113　（直通）